|  |
| --- |
| **７１０２．通関系関連省庁添付訂正** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＭＳＨ０１ | 通関系関連省庁添付訂正（検疫所（食品）） |
| ＭＳＨ０２ | 通関系関連省庁添付訂正（動物検疫所、植物防疫所） |

１．業務概要

（１）通関系関連省庁添付訂正（検疫所（食品））の場合（ＭＳＨ０１業務）

「通関系関連省庁添付登録（検疫所（食品））（ＭＳＦ０１）」業務によりシステムに登録した食品等輸入届出に係る添付ファイル情報の削除、添付ファイルの追加登録を行う。

（２）通関系関連省庁添付訂正（動物検疫所、植物防疫所）の場合（ＭＳＨ０２業務）

「通関系関連省庁添付登録（動物検疫所、植物防疫所）（ＭＳＦ０２）」業務によりシステムに登録した動物検疫関連の申請または植物検疫関連の申請に係る添付ファイル情報の削除、添付ファイルの追加登録を行う。

２．入力者

全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

３．制限事項

ＭＳＨ０１業務の場合、添付番号の枝番は９９までであること。

４．入力条件

（１）ＭＳＨ０１業務の場合

（Ａ）添付ファイルチェック

（ａ）共通チェック

添付ファイルの拡張子が、使用可能な拡張子であること。（使用可能な拡張子は、「ＥＤＩ仕様書　４．６．２　添付ファイルについて」を参照。）

（ｂ）業務個別チェック

①添付ファイルが存在すること。

②添付ファイル数が、２０ファイル以内であること。

③ファイルあたりのサイズが、０バイトより大きく、３０メガバイト以内であること。

④添付ファイル名が、５０バイト以内であること。（拡張子含む。）

⑤添付ファイル名が、重複していないこと。

⑥添付ファイル名が、以下のとおりであること。（詳細は、「ＥＤＩ仕様書　４．６．２　添付ファイルについて」を参照。）

・１バイト文字は、半角英数字（大文字、小文字）、ハイフン、アンダーバー、ピリオド（拡張子のみ）とする。

・２バイト文字は、ＪＩＳＸ ０２０８：１９９７の範囲とし、漢字については、ＪＩＳ第一水準漢字、第二水準漢字とする。

⑦追加した添付ファイルと既に登録されている添付ファイルのうち、有効な添付ファイルの合計サイズが、３０メガバイト以内であること。

⑧添付ファイル数の合計（無効なファイルを含む）が、１００ファイル以内であること。

⑨追加した添付ファイルと既に登録されている添付ファイルのうち、有効な添付ファイルの合計が２０ファイル以内であること。

（Ｂ）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②ＭＳＦ０１業務を実施した利用者と同じであること。

（Ｃ）入力項目チェック

（ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照。

（ｂ）項目間関連チェック

なし。

（Ｄ）ＤＢ関連チェック

①「添付ファイル管理ＤＢ」に登録されていること。

②「食品等輸入届出ＤＢ」に登録されていること。

③食品等輸入届出事項登録完了済であること。

④無効でないこと。

⑤取止めされていないこと。

⑥全欄が事前審査終了済でないこと。

⑦全欄が審査終了済でないこと。

（２）ＭＳＨ０２業務の場合

（Ａ）添付ファイルチェック

（ａ）共通チェック

添付ファイルの拡張子が、使用可能な拡張子であること。（使用可能な拡張子は、「ＥＤＩ仕様書　４．６．２　添付ファイルについて」を参照。）

（ｂ）業務個別チェック

①添付ファイルが存在すること。

②添付ファイル数が、２０ファイル以内であること。

③ファイルあたりのサイズが、０バイトより大きく、１０メガバイト以内であること。

④添付ファイル名が、３５バイト以内であること。（拡張子含む。）

⑤添付ファイル名が、重複していないこと。

⑥添付ファイル名が、以下のとおりであること。（詳細は、「ＥＤＩ仕様書　４．６．２　添付ファイルについて」を参照。）

・ファイル名に使用可能な文字は、上り電文（処理要求電文）で使用する文字コード体系と同等とする。（詳細は、「ＥＤＩ仕様書　３．６．１．１　上り電文（処理要求電文）で使用する文字コード」を参照すること。）

⑦追加した添付ファイルと既に登録されている添付ファイルのうち、有効な添付ファイルの合計サイズが、３０メガバイト以内であること。

⑧添付ファイル数の合計（無効なファイルを含む）が、５０ファイル以内であること。

⑨追加した添付ファイルと既に登録されている添付ファイルのうち、有効な添付ファイルの合計が２０ファイル以内であること。

（Ｂ）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②ＭＳＦ０２業務を実施した利用者と同じであること。

（Ｃ）入力項目チェック

（ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照。

（ｂ）項目間関連チェック

なし。

（Ｄ）システム状態チェック

①動物検疫関連の事項登録業務後に行う場合は、動物検疫関連業務が手続き可能な状態であること。

②植物検疫関連の事項登録業務後に行う場合は、植物検疫関連業務が手続き可能な状態であること。

（Ｅ）ＤＢ関連チェック

（ａ）「輸入畜産物検査申請事項登録（ＩＬＡ）」業務実施後の場合

①「輸入畜産物検査申請ＤＢ」に登録されていること。

②輸入畜産物検査申請事項登録完了済であること。

③無効でないこと。

④取止めされていないこと。

⑤書類審査済みでないこと。

（ｂ）「輸入動物検査申請事項登録（ＩＯＡ）」業務実施後の場合

①「輸入動物検査申請ＤＢ」に登録されていること。

②輸入動物検査申請事項登録完了済であること。

③無効でないこと。

④取止めされていないこと。

⑤検査結果登録済でないこと。

（ｃ）「輸入犬等検査申請事項登録（ＩＱＡ）／輸入犬等検査申請事項登録（試験研究用）（ＩＱＡ０１）」業務実施後の場合

①「輸出入犬等検査申請ＤＢ」に登録されていること。

②輸入犬等検査申請事項登録、または輸入犬等検査申請事項登録（試験研究用）完了済であること。

③無効でないこと。

④取止めされていないこと。

⑤検査結果登録済でないこと。

（ｄ）「輸入植物検査申請事項登録（ＩＰＡ）」業務実施後の場合

①「輸入植物検査申請ＤＢ」に登録されていること。

②輸入植物検査申請事項登録完了済であること。

③無効でないこと。

④取止めされていないこと。

⑤検査結果登録済でないこと。

（ｅ）「輸出畜産物検査申請事項登録（ＥＭＡ）」業務実施後の場合

①「輸出畜産物検査申請ＤＢ」に登録されていること。

②輸出畜産物検査申請事項登録完了済であること。

③無効でないこと。

④取止めされていないこと。

⑤受理済みでないこと。

（ｆ）「輸出動物検査申請事項登録（ＥＯＡ）」業務実施後の場合

①「輸出動物検査申請ＤＢ」に登録されていること。

②輸出動物検査申請事項登録完了済であること。

③無効でないこと。

④取止めされていないこと。

⑤検査結果登録済でないこと。

（ｇ）「輸出犬等検査申請事項登録（ＥＱＡ）」業務実施後の場合

①「輸出入犬等検査申請ＤＢ」に登録されていること。

②輸出犬等検査申請事項登録完了済であること。

③無効でないこと。

④取止めされていないこと。

⑤検査結果登録済でないこと。

（ｈ）「輸出植物検査申請事項登録（ＥＰＡ）」業務または「輸出植物検査申請事項登録（再輸出）（ＥＰＤ）」業務実施後の場合

①「輸出植物検査申請ＤＢ」に登録されていること。

②輸出植物検査申請事項登録、または輸出植物検査申請事項登録（再輸出）完了済であること。

③無効でないこと。

④取止めされていないこと。

⑤検査結果登録済でないこと。

（ｉ）書類区分

ＩＬＡ業務実施後、ＩＯＡ業務実施後、ＩＱＡ（ＩＱＡ０１）業務実施後、ＥＭＡ業務実施後、ＥＯＡ業務実施後、ＥＱＡ業務実施後の場合、添付区分コードとして「添付区分管理（動物）ＤＢ」に登録されていること。

ＩＰＡ業務実施後、ＥＰＡ（ＥＰＤ）業務実施後の場合、添付区分コードとして「添付区分管理（植物）ＤＢ」に登録されていること。

５．処理内容

（１）ＭＳＨ０１業務の場合

（Ａ）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（Ｂ）添付ファイル管理ＤＢ処理

（ａ）追加の場合

①添付番号の枝番を払い出し、添付ファイルごとにファイル通番を払い出す。

②食品等輸入届出ＤＢより届出情報を登録する。

（ｂ）削除の場合

対象の添付ファイルを無効とする。

（Ｃ）食品等輸入届出ＤＢ処理

入力内容を食品等輸入届出ＤＢに登録する。

（Ｄ）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（２）ＭＳＨ０２業務の場合

（Ａ）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（Ｂ）各申請ＤＢ処理

（ａ）ＩＬＡ業務実施後の場合

添付ファイル関連情報を輸入畜産物検査申請ＤＢに登録する。

（ｂ）ＩＯＡ業務実施後の場合

添付ファイル関連情報を輸入動物検査申請ＤＢに登録する。

（ｃ）ＩＱＡ（ＩＱＡ０１）業務、ＥＱＡ業務実施後の場合

添付ファイル関連情報を輸出入犬等検査申請ＤＢに登録する。

（ｄ）ＩＰＡ業務実施後の場合

添付ファイル関連情報を輸入植物検査申請ＤＢに登録する。

（ｅ）ＥＭＡ業務実施後の場合

添付ファイル関連情報を輸出畜産物検査申請ＤＢに登録する。

（ｆ）ＥＯＡ業務実施後の場合

添付ファイル関連情報を輸出動物検査申請ＤＢに登録する。

（ｇ）ＥＰＡ（ＥＰＤ）業務実施後の場合

添付ファイル関連情報を輸出植物検査申請ＤＢに登録する。

（Ｃ）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |

７．特記事項

（Ａ）有効な添付ファイルサイズについて

添付ファイルサイズの合計は３０メガバイト以内である。以下の組み合わせの場合は正常終了となる。

①１０メガバイト登録後に、本業務にて２０メガバイト追加した場合。

②１０メガバイト登録後に、本業務にて１０メガバイト削除し、１０メガバイト追加した場合。

③１０メガバイト登録後に、本業務にて１０メガバイト削除し、３０メガバイト追加した場合。

④２０メガバイト登録後に、本業務にて１０メガバイト削除し、２０メガバイト追加した場合。